



28 長戸協第 38 号

平成 29 年 1 月 19 日

全日本不動産協会長野県本部長 様

長野県戸籍住民基本台帳事務協議会

会長（佐久市長） 柳田 清二



### 住所異動に伴う各種届出に関する要望書

平素は、戸籍・住民基本台帳事務の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます

さて、住所異動について、住民から居住前の住所への転居又は転入をしたいという相談があり、詳細を聴取すると、ハウスメーカーや金融機関から「融資実行のための金消契約には住宅の新築、購入等の予定地の住民票が必要なので住所変更をしてください」との案内を受けていると言われる事案が多くあります。

基本的に居住していない場所への住所異動は違法です（住民基本台帳法第 22 条、23 条に基づく第 52 条）。住民基本台帳法は、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的としています。

また、住民基本台帳法第 3 条第 3 項には、「住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行なうように努めなければならない、虚偽の届出その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならない。」と規定されています。

つきましては、不動産登記等の関係で、顧客に対するサービスの一環かとは推察いたしますが、法律を遵守し、住民が困惑することのないよう、案内内容等について御検討いただきますよう要望いたしますので、よろしくお願い申し上げます。